带法一 決律般 議の職 $- \mathcal{O}$ 部職 を員 改の 正給 す与 るに 法関 律す 案る 及法 び律 国等 家の 公一 務部 員を 退改 職正 手す 当る 法法 の律 一案 部 を特 改別 正職 すの る職 法員 律の 案 給 に与 対に す関 るす 附る

政 府 及 び 人 事 院 は 本 法 施 行 に 当 た り、 次 \mathcal{O} 事 項 に 0 11 て、 + 分 配 慮 す べ き で あ る。

- 員 の女 処 性 遇の の社 改会 善進 に出 つと い活 て躍 検を 討 促 す進 るす こと。と ŧ に 少 子 化 対 策 を 推 進 す る た \Diamond 育 児 に 責 任 を 有 す る 玉 家 公 務
- と今 。回 \mathcal{O} 改 正 に 当 た り 常 勤 職 員 と \mathcal{O} 給 与 格 差 \mathcal{O} 拡 大 を 抑 制 す る た \Diamond 非 常 勤 職 員 \mathcal{O} 処 遇 \mathcal{O} 改 善 に 努 \Diamond る
- \equiv 必 要東 な日 体本 制大 の震 整 災 備か やら 健の 康復 対 興 策 • 等再 の生 措等 置の を促 講進 ٢, ず る こそ との業 業 務 に 従 事 L 7 11 る 公 務 員 \mathcal{O} 士 気 \mathcal{O} 確 保 を 义 る た 8
- 兀 づの きつ自 対と主 応り性 、及 す る職び こ員自 との律 給性 与の 改発 定揮 及と びい 給う 与独 制立 度行 の 政 見法 直 人 L 通 に 則 関 法 し \mathcal{O} は、趣旨 7 独並 独立行 政職 法員 人に の適 労用 使さ 交れ 渉る に労 お働 け関 る係 決法 定制 に度 基に
- 五. お け地 る方 自公 主務 的員 Ø 主給 体与 的改 決定 定及 がび 適給 正与 に制 な度 さの れ総 る合 こ的と見 を直 旨し とに す関 るし こて とは 地 方 公 務 員 法 に 基 づ き 地 方 公 共 寸 体 に
- 六 体及 系び国 も大の 参臣財 考政政 に務事 し官情 つ等が つの厳 `特し 中別い 長職折 期の 的職今 に員回 検並の 討び改 すに正 る事に こ務よ と次り 。官特 等別 の職 高の 位期 の末 政手 府当 職が 員引 のき 給上 与げ にら つれ いる てが は 、国 民務 間大 企 臣 業 の副 給大 与 臣
- 七 Ι C Τ 情 報 通 信 技 術 0 活 用 な تلح \mathcal{O} 業 務 改 革 を 推 進 L 定 員 \mathcal{O} 合 理 化 に 強 力 12 取 ŋ 組 4 0 つ、 人 的 資

右決議する。